

令和3年度 大師公園有効活用推進業務委託に関する

業者選定実施要領

1 件名

令和3年度 大師公園有効活用推進業務委託

2 契約期間

契約締結日から令和4(2022)年3月15日(火)まで

3 履行場所

大師公園(川崎市川崎区大師公園1)

4 業務概要

川崎駅周辺地区では、羽田空港や東京、横浜へのアクセスの良さを活かした、広域的な集客機能を備えたまちづくりを段階的かつ戦略的に進めています。

平成28年3月には、羽田空港の国際化や臨海部における先端産業・研究開発の集積といったポテンシャルの向上等、川崎駅周辺を取り巻く状況の変化を踏まえ、新たな課題等に対応したまちづくりを推進するため、「川崎駅周辺総合整備計画」を改定し、「魅力と活力ある広域拠点の形成」や「個性的でにぎわいのあるまちづくり」等6つの基本方針に沿ったまちづくりを行っています。

近年、国において都市再生特別措置法の改正(平成23年10月)など、道路空間を活用して賑わい創出を図る制度が創設されており、川崎市でも、駅前の公共空間を活用したイベントの実施等、賑わい創出や商業活性化の取組を進めています。

また、国において「ナイトタイムエコノミー推進に向けたナレッジ集」が公表されるなど、夜間を含めたまちの魅力向上が着目されており、本市としても、24時間稼働する羽田国際空港至近という地理的優位性を活かした魅力創出が求められているところです。

本委託業務は、社会情勢の変化を見据え、密を避けるなどの「ニューノーマル」を実践しながら、川崎駅周辺のポテンシャルを最大限に活かす取組の一つとして、大師公園における夜間も含めた魅力創出に繋がる実証実験を実施し、今後の有効活用に向けた検討を行うものです。

5 契約方法等

- (1) 契約方法
公募型プロポーザル方式
- (2) 業務規模概算額
3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）以下

6 参加資格

- (1) 申請時点において、川崎市の競争入札参加資格を有する登録事業者であること
- (2) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止要綱による指名停止期間中でないこと

7 応募方法・提出書類

申請書等を漏れなく記入し、必要書類を添えて持参又は郵送にて提出してください。

(1) 受付期間

受付期間：令和3年7月15日（木）から7月28日（水）まで

※郵送の場合、令和3年7月28日（水）必着

受付時間：午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く）

(2) 提出先

210-0004 川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル8階

まちづくり局拠点整備推進室 担当 中西、柏原

電話 044-200-3027

※申請書の様式については、川崎市ホームページからダウンロード可能です。

<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000130510.html>

(3) 提出書類

- ① 申請書（様式1） 1部
- ② 企画提案書（様式自由。A4判縦横どちらでも可。） 8部
- ③ 業務実績表（様式2） 8部
- ④ 配置予定人員（様式3） 8部
- ⑤ 業務実施スケジュール（様式自由） 8部
- ⑥ 見積書 8部（原本1部、写し7部）
- ⑦ 会社概要・業務実績等がわかるもの（パンフレット等） 8部

(4) 申請書類の取扱

- ア 提出された申請書類は返却いたしません。
- イ 提出期限後は、申請書類の差替え、変更又は追加は認めません。

ウ 申請書類の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。

エ 申請書類の作成に係る費用は、事業者の負担とします。

8 質問書の受付・回答

(1) 受付期間

令和3年7月15日(木)から令和3年7月21日(水)まで

(2) 質問書の様式

質問書(様式4)により提出してください。

(3) 質問の受付方法

持参もしくは郵送にて提出してください。

提出先は、7(2)と同様です。

(4) 回答方法

後日、質問者に回答します。

9 提案資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、提案資格を喪失します。

(1) 6の各号を満たさないとき

(2) 提案書類等に虚偽の記載をしたとき

(3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき

(4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

10 応募の辞退

申請書類を提出した後に企画提案を辞退される場合は、持参または郵送により辞退届(様式5)を提出してください。

受付時間：午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く)

11 受託候補者の選定方法

応募受付期間終了後、企画提案会(プレゼンテーション)を実施し、提出された書類に基づき、本市が設置するプロポーザル評価委員会において審査し、受託候補者を選定します。

(1) 企画提案会(プレゼンテーション)日時

令和3年8月2日(月)※予定

(詳細については、各提案事業者へ別途通知いたします。)

(2) プレゼンテーション

提出された企画提案書等に基づき、各事業者 30 分程度

(説明 20 分、質疑応答 10 分)

説明は提出された企画提案書をスクリーンに表示した状態で実施します。

出席者は原則 2 名以内としてください。

1 2 提案内容の評価

次の項目に基づき行い、最高得点を得た者を本委託業務の選定業者候補とします。

ただし、採点の結果、基準点（採点した全評価委員の合計点の 6 割）に満たない提案は選定しないものとします。

なお、採点の結果、最高得点の提案が複数あった場合（同点の場合）は、企画提案書による評価点数の高い提案者を選定します。それでも決定しない場合は、委員の協議により最終順位を決定します。

(1) 企画提案書による評価

①業務目的及び内容の理解度、取組姿勢

事業の目的や意義などの基本的な考え方を理解しているか。業務に積極的に取り組む姿勢があるか。

②創意工夫・独創性

提案内容に創意工夫があるか、独創性があるか。立地や現場条件を活かした魅力ある提案になっているか。昼と夜の時間を効果的に活用した提案になっているか。

③具体性・実現性

提案内容に具体性があるか。規模等は適正かつ実現可能なものであるか。新型コロナウイルスを想定した密を避けるなどの「ニューノーマル」の実践等、社会情勢を踏まえた実施内容となっているか。

④川崎市の魅力発信及び地域資源等の活用

市内事業者との連携や、市民との連携等、川崎市ならではの魅力を発信する内容となっているか。また、事業エリアの立地特性や地域資源を活かした取組となっているか。

(2) 業務実績書による評価

①専門的知識、実績

類似する業務の実績並びに知識・ノウハウを有しているか。

(3) 業務実施体制による評価

①配置人員及びスケジュール

業務を円滑に実施できる人員を配置しているか。履行期限までに業務が完了するよう適切なスケジュールとなっているか。

(4) 見積書による評価

①企画内容と見積書の整合性

仕様書の内容が反映されているか。提案内容と見積書のバランスがとれているか。

13 選考結果通知

選考結果については、令和3年8月中旬以降に提案事業者すべてに郵送で通知します。

14 その他

- (1) 選考結果の通知後、速やかに選定された業者と契約を締結します。
- (2) 契約書作成等に係る費用は、事業者の負担とします。
- (3) 契約保証金
免除とします。
- (4) 契約書作成の要否
必要とします。
- (5) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則等は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」で閲覧できます。
(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)
- (6) 委託代金の支払い
本業務については、委託業務の全部が完成した後の支払いを原則とするが、発注者と受注者との協議により、委託業務の一部に既済部分があると認められる場合に限り、発注者による中間検査を経て、当該既済部分に係る委託代金の一部を支払うことができるものとする。
- (7) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (8) 関連情報を入手するための窓口は7(2)と同じです。